保全ニュースとうほく

「平成 30 年度　東北地区官庁施設保全連絡会議」を開催しました

東北地方整備局営繕部及び盛岡営繕事務所では、東北６県で「平成 30 年度 東北地区官庁施設保全連絡会議」を開催しました。

本会議は、保全指導・支援の一環として、国家機関、独立行政法人等、地方自治体の施設管理者や保全業務担当者等を対象に毎年度開催しているもので、今年度は６会場合わせて 169 機関、241 名の方々に出席いただきました。

■平成 30 年度　東北地区官庁施設保全連絡会議　開催状況一覧

開催地	会場	開催日	上段：延べ出席機関数（主催者を除く） 下段：延べ出席者数　（主催者を除く）			
			国家機関	独立行政法人等	地方自治体	計
仙台市	仙台合同庁舎Ａ棟	平成 30 年 7 月 10 日	34　機関 52　人	6　機関 7　人	7　機関 14　人	47　機関 73　人
盛岡市	盛岡第２合同庁舎	平成 30 年 7 月 13 日	19　機関 23　人	2　機関 2　人	12　機関 15　人	33　機関 40　人
福島市	コラッセふくしま	平成 30 年 7 月 19 日	19　機関 25　人	1　機関 1　人	9　機関 15　人	29　機関 41　人
山形市	山形県生涯学習センター（遊学館）	平成 30 年 7 月 24 日	9　機関 11　人	0　機関 0　人	9　機関 11　人	18　機関 22　人
秋田市	秋田合同庁舎	平成 30 年 7 月 26 日	11　機関 17　人	1　機関 1　人	6　機関 14　人	18　機関 32　人
青森市	青森第２合同庁舎	平成 30 年 7 月 31 日	16　機関 22　人	1　機関 1　人	7　機関 10　人	24　機関 33　人
計			108　機関 150　人	11　機関 12　人	50　機関 79　人	169　機関 241　人

会議では、国家機関の建築物等の保全の現況（施設保全の必要性、平成 29 年度の保全実態調査結果（東北版））や国家機関の建築物等の定期点検制度（建築基準法及び官公法に基づく点検、官公法に基づく支障がない状態の確認、補強コンクリートブロック造の塀の点検等）の説明、保全指導結果の事例などの紹介を行いました。

今年度の議題では、保全担当者が、事故・災害の発生直後に二次災害の発生防止に迅速に対応する方法を整理するための「保全担当者のための応急処置ハンドブック」を新たにまとめたので紹介を行いました。

また、東北地方環境事務所から「新たな政府実行計画～政府のオフィスや公用車等に関する地球温暖化計画～」と題し、官庁施設におけるＬＥＤ照明の導入や、次世代自動車の導入等についての基本的な考え方や留意点について説明いただきました。

説明会場の状況

東北地方環境事務所からの説明

会議終了後、参加者にご協力いただいたアンケートの結果では、各議題の内容について約９割の方から「わかりやすい」との回答をいただきました。また、みなさまから、会議全体を通して次のような意見をいただきました。

■実務的な説明内容であったため、非常に参考となった。
■定期点検制度の基本原則を学ぶことができて良かった。
■点検の対象となる建築物の用途及び規模について、図解しているためわかりやすい。
■定期点検を行わなければならない項目について、もう少し詳しく説明をお願いしたい。
■保全指導結果事例を見て、保全の必要性を再確認できた。
■設備不良の事例を多く紹介していただきたい。
■参考資料の提供はありがたいが、注意点等があればもっと説明していただきたい。

国家機関の建築物等の保全の現況の説明

国家機関の建築物等の定期点検制度の説明

これらの貴重なご意見は、次回以降の参考とさせていただき、よりご要望に沿った会議になるよう改善してまいります。

会議終了後には保全相談を受け付け、国家機関や地方自治体等の方から、「経年劣化による空調配管の不具合への対応方法」や、「これまで実施している法定点検の内容や考え方が適切であるか」についての相談が寄せられました。また、アンケートにおいても、「専門知識が不足しており、業者の言いなりになっていないか心配である」など、みなさまが普段業務で抱えている疑問なども多く寄せられております。

私ども東北地方整備局では、みなさまの保全業務に必要な技術的支援をはじめ、保全に関する疑問やお悩みなどにつきましても相談窓口を設けておりますので、お気軽にご連絡ください。

保全指導結果事例の説明

保全相談の状況

■保全に関する相談窓口

東北地方整備局　営繕部　保全指導・監督室　　担当者：室長補佐
TEL 022-225-2171　（内線 5513）　FAX 022-268-7833

東北地方整備局　盛岡営繕事務所　　担当者：保全指導・監督官室長
TEL 019-651-2015　FAX 019-605-8115

保全ニュースとうほく

「保全担当者のための応急処置ハンドブック」について

今年度の東北地区官庁施設保全連絡会議で紹介した「保全担当者のための応急処置ハンドブック」について、目的等をあらためて紹介します。

1．目的

国家機関の保全担当者が、事故・災害の発生直後に二次被害の発生防止に迅速に対応するとともに、業務継続を可能とするため、官庁施設がもっている機能を発揮できるよう、事故・災害に起因する事象（停電、漏水、浸水、断水、落下）ごとの一般的な応急処置の方法について、「建築物等の利用に関する説明書」の作成例として情報提供するものです。

2．使用時期

事故・災害の発生直後に、官庁施設利用者の安全確保、業務の継続をしなければいけない状況を想定しています。

3．記載内容

事故・災害の発生直後に、保全担当者が自ら行うことができることを想定した応急処置の方法の手順を解説しています。

「保全担当者のための応急処置ハンドブック」の記載内容の一例（漏水）

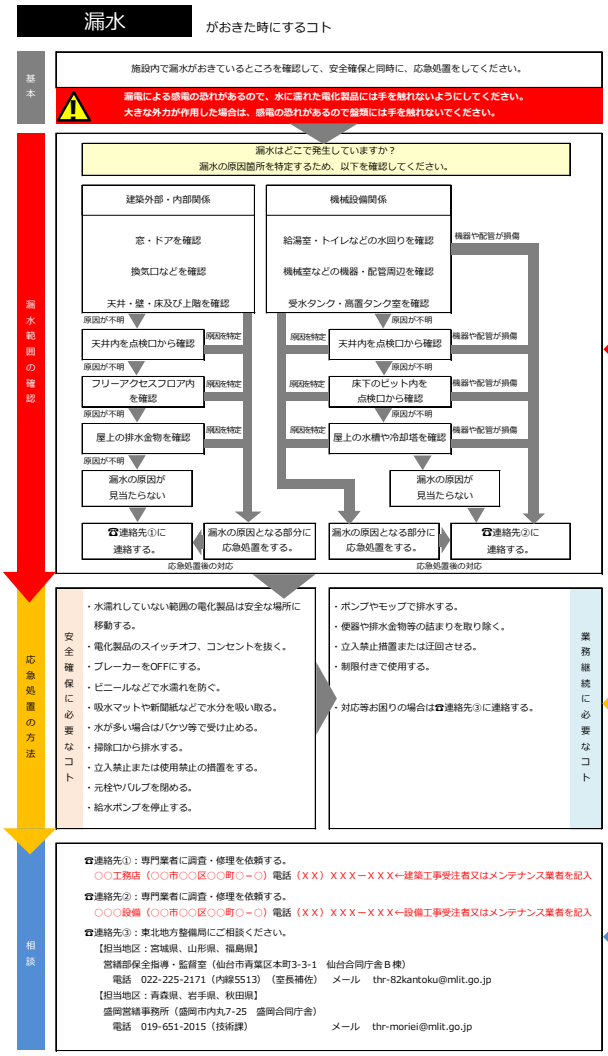

事象が発生した場合の確認内容等（確認が必要な部位・範囲等）をフローチャートで示しています。

応急処置の方法として、「安全確認に必要なコト」、「業務継続に必要なコト」が記載されています。

調査・作業・修理依頼等をする際の、専門業者などの連絡先を記載します。

応急処置の確認箇所等の写真を掲載しています。

応急処置の方法や必要な機器、道具等の写真を掲載しています。

本ハンドブックは、平均的な庁舎を対象に解説しておりますので、実際の施設の現況にあわせ、実物の写真に置き換えるなど、保全担当者がカスタマイズできるようになっています。

4．使用にあたっての注意点

①本ハンドブックは、各施設の保全担当者で作成いただくものです。

②本ハンドブックは、事故・災害の発生時に使用するものですので、作成した場合はいつでも確認できる所に置いていただくことをおすすめします。

③事象によっては、保全担当者では対応ができない、危険をともなう作業がありますので、事象毎の「禁止事項」を確認のうえ、注意して応急処置を行ってください。

5．本ハンドブックに関する問合せ等について

本ハンドブックの内容についての問合せは下記までお願いします。

なお、本ハンドブックは国家機関を対象として作成・情報提供しているものですが、地方公共団体の方へも参考資料として情報提供することも可能です。

■応急処置ハンドブックに関する問合せ先

【担当地区：宮城県、山形県、福島県】
東北地方整備局　営繕部　保全指導・監督室　　担当：室長補佐
TEL 022-225-2171　（内線 5513）　FAX 022-268-7833

【担当地区：青森県、岩手県、秋田県】
東北地方整備局　盛岡営繕事務所　　担当：技術課
TEL 019-651-2015　FAX 019-605-8115